

学習指導要領とは

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準



学習指導要領前文

“一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓（ひら）き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる”

“教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有”

“児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割”



出典：小学校学習指導要領（平成 29 年告示）

学習指導要領 平成 29・30 年改訂

「社会に開かれた教育課程」の実現

これからの社会を創り出していく子供たち



資質・能力の三つの柱

学びに向かう力人間性等



新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- 外国語教育の教科化
- プログラミング教育
- 主権者教育
- 道徳教育の教科化
- 特別支援教育
- etc.

主体的・対話的で深い学び

主体的



対話的

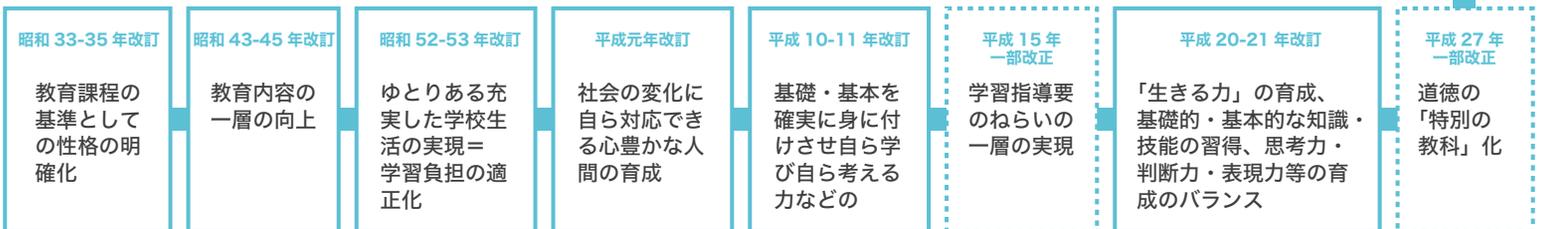


深い学び



出典：文部科学省 WEB サイト、平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）

学習指導要領改訂の歴史



出典：文部科学省 WEB サイト、学習指導要領の変遷

学校教育法

＜小学校の目的＞小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。（第 29 条）

＜中学校の目的＞中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。（第 45 条）

＜高等学校の目的＞高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育や専門教育を施すことを目的としている（第 50 条）

教育基本法

＜義務教育の目的＞義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。（第 5 条第 2 項）

＜教育の目的＞教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない。（第 1 条）